

●香川県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和2年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和2年8月31日	医療法人社団グローバル会デンタル ステーションまるがめ歯科医院	丸亀市川西町南1280番地
令和2年9月4日	岡沢歯科医院	木田郡三木町田中3744番地2
令和2年9月30日	空と海の歯科クリニック	善通寺市上吉田町182番地4